

【賛成意見】

・待機者数の状況を計画実行中も精査を続け、計画の理念である住み慣れた地域での充実したサービスの提供に努められたい。

（議決結果）

賛成 5、反対 1 で可決

※採決の後、計画期間中に待機者の実態を精査した上で、施設が不足した場合には、早急に状況に合った施設を検討していただきたいとする附帯決議案が提出され、賛成 5、反対 1 で可決しました。

○介護保険条例の一部改正（議案第 9 号）

（主な審議内容）

問 約 1 億 7,000 万円の準備基金の半分を取り崩す根拠は。

答 策定委員会の議論の中で、今回の比較的大きな改正に伴い計画期間中の事業費の推移が不透明であるため、半分程度は不測の事態に備えて残しておくことになったものです。

問 全額取り崩すことはできないのか。

答 仕組みとしては可能ですが、この 3 年間で計画している以上のサービスの増大により資金不足となれば県からの借り入れとなり、その分が次回の保険料に上乗せとなります。

問 近隣市の状況は。

答 北播磨管内では基準額が 5,050 円から 5,600 円と、加西市（4,970 円）が一番安く、近隣市に先駆けて寝たきりゼロのまちづくりを推進するなど、積極的に健康増進に取り組んできたことも理由の一つです。

（議決結果）

全会一致で可決

○第 3 期障害福祉計画の策定（議案第 16 号）

意見 パブリックコメントにおいても相談場所がわから

ない等の指摘がある。相談窓口等の PR についてより一層充実してもらいたい。

問 災害時における障がい者の避難については。

答 現在、要援護者台帳を整備しているところで、市内の事業所や障がい者関係の入所施設等にお願ひし、一次避難時の協定書を結んでいます。台帳は毎年更新を検討しており、本人の了解を得られた情報は、民生委員と共有し、安否確認がとれる体制を取っていく考えです。

（議決結果）

全会一致で可決

○福祉医療助成条例の一部を改正（議案第 8 号）

問 期間を平成 27 年 3 月 31 日までとしている理由は。

答 県の補助の関係でそのようにしていますが、その後も必要な施策であると考えています。

（議決結果）

全会一致で可決

○都市計画マスタープランの策定（議案第 18 号）

問 5 万人都市の再生と人口減少を前提としたコンパクトシティ構想は矛盾しないのか。

答 集約はしますが、市街化区域の未利用地の土地利用を図り、特別指定区域制度を活用して調整区域においても適切な土地活用を図るものです。

問 計画が現状と合わない場合の修正は。

答 点検して改善していく PDCA サイクルの取組を行い、取組施策の進捗状況についてチェックリストを各担当部局に配布し評価していきます。

（議決結果）

全会一致で可決

討 論

討論とは、議員が表決の前に、議題となっている案件に対し賛成か反対かの自己の意見を表明することです。3 月議会では、6 名の議員が討論を行いました。

■議案第 2 号 名誉市民条例の制定

賛成

- 平成 21 年 4 月から名誉市民条例がない状態で、早急な制定が必要。
- 死亡者への追贈、目的、選考委員会の設置等が明文化され、改善されている。
- これまで政治的な貢献が大きい方も選考されており、整合性をとることは問題ない。

反対

- 政治家が市民から選ばれて市のために全力を尽くすことは当然のことで、本来名誉市民という顕彰には当てはまらない。

（採決結果）賛成 13、反対 1 で可決